

## 業務委託契約約款

(総則)

- 第 1 条** 委託者及び受託者は、この業務委託契約約款（以下、約款という。）及び契約書（注文書又は注文請書、覚書等、その名称を問わず契約を締結又は変更する意思を表示した書面をいう。以下同じ。）に基づき、付属書類（別冊の図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款、契約書及び付属書類（以下、契約書等という。）を内容とする業務委託契約をいい、その内容を変更した場合を含む。以下同じ。）を履行する。
- 2 契約書等の各条項に基づく協議、承諾、通知、指示、催告、請求等は、この約款又は契約書に別に定めるもののほか原則として、書面により行う。
- 3 委託者は、受託者に対し、日本国の法令に基づき必要な指示、指導を行い、受託者はこれに従う。

(付属書類の提出)

- 第 2 条** 委託者又は受託者は、相手方が付属書類の提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

(安全管理、資材管理等)

- 第 3 条** 委託者及び受託者は、被用者の災害防止はもとより、第三者の生命、身体及び財産に損害を与えないよう万全の措置を講ずる。
- 2 受託者は、労働関係法令に定められた使用者（事業者または事業主）としての義務を負う。
- 3 受託者は、作業現場内に従事させる作業員（第 5 条に定める受託者が使用する再受託者の作業員を含む。）に対し、労働関係法令に定められた条項並びに委託者の安全衛生方針及び安全衛生諸規程にしたがって、安全教育を十分行い、事故及び災害防止に万全を期さなければならない。
- 4 受託者が作業現場内において使用する安全用具・設備は、原則として受託者の負担とする。
- 5 委託者の支給した材料及び貸与する機器等については、盗難等の防止に努めなければならない。
- 6 前項の材料等について、善良な管理者の注意を怠り、盗難等により損害が生じた場合は、委託者受託者双方協議のうえ負担額を定める。

(権利義務の譲渡)

- 第 4 条** 委託者及び受託者は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。

(一括委託の禁止)

**第 5 条** 受託者は、一括してこの業務の全部又は大部分若しくは主要部分を第三者に委任又は請け負わせてはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(関係事項の通知)

**第 6 条** 受託者は、委託者に対して、業務に関し、次の各号に上げる事項をこの契約締結後遅滞なく書面をもって通知する。

- (1) 当該業務の責任者の氏名
- (2) 雇用管理責任者の氏名
- (3) 安全衛生責任者の氏名
- (4) 当該業務において使用する作業員の名簿
- (5) 当該業務において使用する作業員に対する賃金支払の方法
- (6) その他委託者が業務の適正な遂行を確保するため必要と認めて指示する事項

2 受託者は、委託者に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。

(受託者の関係事項の通知)

**第 7 条** 受託者が業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負った場合、受託者は、委託者に対して、その契約（その契約に係る業務が数次の契約によって行われるときは、次のすべての契約を含む。）に関し、次の各号に掲げる事項を遅滞なく書面をもって通知する。

- (1) 受託者の氏名及び住所（法人であるときは、名称及び業務を担当する営業所の所在地）
- (2) 業務に関する許可番号
- (3) 当該業務の責任者の氏名
- (4) 雇用管理責任者の氏名
- (5) 安全衛生責任者の氏名
- (6) 業務の種類及び内容
- (7) 履行期間
- (8) 受託者が作業現場において使用する作業員の名簿
- (9) 受託者が作業現場において使用する作業員に対する賃金支払の方法
- (10) その他委託者が業務の適正な遂行を確保するため必要と認めて指示する事項

2 受託者は、委託者に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。

(監督員)

**第 8 条** 委託者は、監督員を定めたときは、書面をもってその氏名を受託者に通知する。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされ

る事項のうち、委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、契約書又は付属書類で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行についての受託者又は受託者の責任者に対する指示、承諾又は協議
  - (2) 付属書類に基づく業務の履行のための詳細資料等の作成及び交付又は受託者が作成したこれらの資料の承諾
  - (3) 付属書類に基づく工程の管理、立会い、業務の遂行の状況の検査又は材料の試験若しくは検査
- 3 委託者は、監督員にこの約款又は契約書に基づく委託者の権限の一部を委任したときはその委任した権限の内容を、二名以上の監督員を置き前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を、書面をもって委託者に通知する。
- 4 委託者が第1項の監督員を定めないときは、この約款又は契約書に定められた監督員の権限は、委託者が行う。

(当該業務の責任者)

- 第9条** 受託者の責任者（以下この条文において「責任者」という）は、この契約の履行に関し、作業現場において、その運営、取締りを行うほか、この約款又は契約書に基づく受託者の一切の権限（委託代金額の変更、委託代金の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使する。ただし、責任者の権限については、受託者が特別に委任し、又は制限したときは、委託者の承諾を要する。
- 2 責任者は作業現場における業務遂行の技術上の管理と指導・教育をつかさどる。

(業務関係者に関する措置請求)

- 第10条** 委託者は、受託者が業務を遂行するために使用している再受託者または作業員等で、業務の遂行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、その請求に係る事項について決定し、その結果を委託者に通知する。

(監督員の立会い及び作業記録の整備)

- 第11条** 受託者は、判断できない事項については監督員の立会いを受けて業務を遂行する。
- 2 監督員は受託者から前項の立会い又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応ずる。
- 3 受託者は、付属書類において見本又は写真等の記録を整備すべきものと指定された業務を遂行するときは、契約書等で定めるところによりその見本又は写真等の記録を整備し、監督員の要求があったときは、遅滞なくこれを提出する。

(支給品及び貸与品)

- 第12条** 委託者から受託者への支給材料及び貸与品の品名、数量、品質、規格、性能、引

渡し場所、引渡し時期、返還場所又は返還時期は、付属書類又は協議に定めるところによる。

- 2 工程の変更により引渡し時期及び返還時期を変更する必要があると認められるときは、受託者と委託者とが協議して、これを変更する。この場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は委託代金額を変更する。
- 3 監督員は、支給品及び貸与品を、受託者の立会いの上検査して引き渡す。この場合において、受託者は、その品質、規格又は性能が付属書類の定めと異なり、又は使用に適當でないことを認めるときは、遅滞なくその旨を書面をもって委託者又は監督員に通知する。
- 4 委託者は、受託者から前項後段の規定による通知（監督員に対する通知を含む。）を受けた場合において、必要があると認めるときは、付属書類で定める品質、規格若しくは性能を有する他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、又は支給品若しくは貸与品の品質、規格等の変更を行うことができる。この場合において、必要があると認められるときは、委託者と受託者とが協議して、履行期間又は委託代金額を変更する。
- 5 受託者は、支給品及び貸与品を善良な管理者の注意をもって、使用及び保管し、受託者の故意又は過失によって支給品又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に原状に復し、若しくは代品を納め、又はその損害を賠償する。
- 6 受託者は、引渡しを受けた支給品又は貸与品が種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないもの（第3項の検査により発見することが困難であったものに限る。）であり、使用に適當でないことを認められるときは、遅滞なく監督員にその旨を通知する。この場合においては、第4項の規定を準用する。

（契約書等との不適合の場合の修補義務）

**第 13 条** 受託者は、業務の内容が契約書等に適合しない場合において、委託者がその修補を請求したときは、これに従う。ただし、その不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由によるときは、修補に要する費用は委託者が負担する。この場合において、必要があると認められるときは、委託者と受託者とが協議して、履行期間を変更する。

（条件変更等）

**第 14 条** 受託者は、業務を遂行するに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を委託者に通知し、その確認を求める。

- (1) 契約書等と作業現場の状態とが一致しないこと。
  - (2) 契約書等の表示が明確でないこと（図面と仕様書が交互符合しないこと及び契約書等に誤謬又は脱漏があることを含む。）。
  - (3) 作業現場の地質、湧水等の状態、業務上の制約等契約書等に示された自然的又は人為的な条件が実際と相違すること。
  - (4) 契約書等で明示されていない条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 委託者は、前項の確認を求められたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、その指示を含む。）を書面をもって受託者に通知する。

3 第1項各号に掲げる事実が委託者と受託者との間において確認された場合において、必要があると認められるときは、契約書等を訂正し、又は業務内容、期間若しくは委託代金額を変更する。この場合において、履行期間又は委託代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。

(業務の変更及び中止等)

**第15条** 委託者は、必要があると認めるときは、書面をもって受託者に通知し、業務内容を変更し、又は業務の全部若しくは一部を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、委託者と受託者とが協議して、履行期間又は委託代金額を変更する。

2 作業用地等の確保ができない等のため又は天災その他の不可抗力により目的物等に損害を生じ若しくは作業現場の状態が変動したため、受託者が業務を遂行できないと認められるときは、委託者は、業務の全部又は一部を中止させる。この場合において、必要があると認められるときは、委託者と受託者とが協議して、履行期間又は委託代金額を変更する。

3 委託者は、前2項の場合において、受託者が業務の続行に備え作業現場を維持し、若しくは作業員、機械器具等を保持するための費用その他の業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は受託者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、又はその損害を賠償する。この場合における負担額又は賠償額は、委託者と受託者とが協議して定める。

(受託者の請求による履行期間の延長)

**第16条** 受託者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由その他の正当な理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、委託者に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、委託者と受託者とが協議して定める。

2 前項の規定により履行期間を延長する場合において、必要があると認められるときは、委託者と受託者とが協議して委託代金額を変更する。

(履行遅滞の場合の履行期間の延長)

**第17条** 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に完成することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、委託者は履行期間を延長することができる。

(委託者の請求による履行期間の短縮等)

**第18条** 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して書面をもって履行期間の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、委託者と受託者とが協議して定める。

2 前項の場合において、必要があると認められるときは、委託者と受託者とが協議して委託代金額を変更する。

(賃金又は物価の変動に基づく委託代金額の変更)

**第 19 条** 履行期間内に賃金又は物価の変動により委託代金額が不相当となり、これを変更する必要があると認められるときは、委託者と受託者とが協議して委託代金額を変更する。

2 委託者と委託者の顧客との間の契約において、賃金又は物価の変動を理由にして委託代金額が変更されたときも前項と同様とする。

(臨機の措置)

**第 20 条** 受託者は、災害防止等のため必要があると認められるときは、委託者に協力して臨機の措置をとる。

2 受託者が前項の規定により臨機の措置をとった場合において、その措置に要した費用のうち、受託者が委託代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、委託者がこれを負担する。この場合における委託者の負担額は、委託者と受託者とが協議して定める。

(一般的損害)

**第 21 条** 目的物の引渡し前に、目的物又は材料について生じた損害その他業務に関して生じた損害（この契約において別に定める損害を除く。）は、受託者の負担とする。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、委託者がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

**第 22 条** この業務について第三者（この業務に係る他の工事または業務の受託者等を含む。以下この条において同じ。）に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を負担する。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの及び業務の遂行に伴い通常避けることができない事象により生じたものについては、この限りでない。

2 前項の場合業務について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者が協力してその処理解決に当たる。

(天災その他不可抗力による損害)

**第 23 条** 業務が完了する前に発生した天災その他不可抗力によって、現場搬入済の材料又は機械器具に損害を生じたときは、受託者がこれを負担する。ただし、委託者の責に帰すべき事由により当該損害が発生した場合は、委託者が負担するものとする。

(検査及び引渡し)

**第 24 条** 受託者は、業務が完了したときは、その旨を書面をもって委託者に通知し、又は目的物を引き渡す。

2 委託者は、前項の通知又は引渡しを受けたときは、遅滞なく必要に応じて検査を行う。

この場合、委託者は、契約書等をもって検査を完了する期日を受託者に通知する。

- 3 委託者は、受託者が第1項の通知又は引渡しを行わないときは、委託代金の支払の完了と同時に目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受託者は、直ちにその引渡しをする。
- 4 受託者は、目的物が第2項の検査に合格しないときは、遅滞なくこれを修補して委託者の検査を受ける。
- 5 委託者が引渡しを受けることを拒み、又は引渡しを受けることができない場合において、受託者は、引渡しを申し出たときからその引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同様の注意をもって、その物を保存すれば足りる。
- 6 前項の場合において、受託者が自己の財産に対するのと同様の注意をもって管理したにもかかわらずこの契約の目的物に生じた損害及び受託者が管理のために特に要した費用は、委託者の負担とする。

(委託代金の支払方法及び時期)

**第 25 条** この契約に基づく委託代金の支払方法及び時期については、契約書等の定めるところによる。

- 2 委託者は、契約書等の定めにかかわらず、天災その他不可抗力等やむを得ない事由がある場合に限り、受託者の書面による同意を得て、支払期日又は支払方法を変更することができる。ただし、手形その他現金化が困難な方法を用いてはならない。

- 3 前項の場合において、委託者は受託者が負担した費用又は受託者が被った損害を賠償する。

(引渡し時の支払い)

**第 26 条** 受託者は、第 24 条（検査及び引渡し）第 2 項の通知又は引渡しと同時に書面をもって委託代金の支払いを請求することができる。ただし、検査に合格しなかった場合はこの限りでない。

- 2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、契約書等の定めるところにより、委託代金を支払う。
- 3 民法第 649 条及び民法第 650 条の規定は適用しない。

(契約不適合責任)

**第 27 条** 委託者は、引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第 1 項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、

直ちに代金減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の任意解除権)

**第 28 条** 委託者は、業務が完了しない間、次条及び第 30 条に規定する場合のほか必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。この場合における賠償額は、委託者と受託者とが協議して定める。

(委託者の催告による解除権)

**第 29 条** 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 受託者が正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても、業務に着手しないとき。
- (2) 受託者が履行期間内又は履行期経過後相当期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第 27 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

**第 30 条** 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受託者が第 4 条（権利義務の譲渡の禁止）の規定に違反して、委託代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第 1 条（総則）、第 3 条（安全管理、資材管理等）、第 5 条（一括委託の禁止）、及び第 13 条（契約書等との不適合の場合の修補義務）の規定に違反したとき。
- (3) 受託者がこの契約の目的物を完成又は事務の処理をすることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び着手しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受託者が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒

絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 第 32 条（受託者の催告による解除権）又は第 33 条（受託者の催告によらない解除権）の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 労務管理、安全衛生管理等が拙劣不良で、委託者に重大な迷惑を及ぼしたとき、又は及ぼすおそれがあるとき。
- (11) 支払いの停止又は破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあつたとき又は清算に入ったとき。
- (12) 受託者が振出し若しくは引き受けた手形・小切手について、資金不足等による不渡りが発生し、その契約の履行が困難と認められるとき。
- (13) 委託代金請求権など委託者に対する債権について、仮差押、仮処分又は差押命令がなされ、その契約の履行が困難であると認められるとき。
- (14) 受託者にかかる社会保険料・公租公課等を滞納し、督促若しくは保全差押えを受けたとき
- (15) 受託者の責に帰すべき事由によって受託者の住所・居所が不明となり、あるいは営業所を閉鎖する等、業務遂行能力が欠けることが明らかとなったとき。
- (16) 受託者の資産内容、信用状態が悪化する等、受託者の事業経営上重大な事項が発生し、その契約の履行が困難と認められるとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

**第 31 条** 第 29 条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

**第 32 条** 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の催告によらない解除権）

**第 33 条** 受託者は、次の各号のいずれかに該当する理由のあるときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 15 条（業務の変更及び中止等）第 1 項の規定により業務内容を変更したため委託代金額が 10 分の 6 以上減少したとき。

- (2) 第 15 条第 1 項の規定による業務の中止期間が履行期間の 2 分の 1 を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 箇月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 委託者が委託代金の支払い能力を欠くと認められるとき。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

**第 34 条** 第 32 条（受託者の催告による解除権）又は前条（受託者の催告によらない解除権）各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

- 第 35 条** 業務の完了前にこの契約が解除されたときは、委託者は、業務の結果のうち可分な目的物の引渡しを受ける。ただし、その目的物が契約書又は付属書類に適合しない場合は、その引渡しを受けないことができる。
- 2 委託者は前項の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた目的物に相応する委託代金を受託者に支払う。
- 3 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については委託者及び受託者が民法の規定に従って協議して決める。

(原状回復義務)

**第 36 条** この契約が業務の完了前に解除された場合においては、委託者及び受託者は第 28 条第 2 項及び前条によるほか、相手方を原状に回復する。

(委託者の損害賠償請求等)

**第 37 条** 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 受託者が履行期間内に業務の完了をすることができないとき（第 17 条の規定により履行期間を変更したときを含む。）。
- (2) この目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第 29 条又は第 30 条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、受託者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 前項の場合において、賠償額は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、同項第 1 号の場合においては委託代金額から目的物に相当する委託代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、民事法廷利率で計算した額とする。

(受託者の損害賠償請求等)

**第 38 条** 受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠

償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第 32 条及び第 33 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、委託者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第 26 条（引渡し時の支払い）第 2 項の規定による委託代金の支払いが遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 14.6 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間）

**第 39 条** 委託者は、引き渡された目的物に関し、契約不適合を知ったときから起算して 1 年以内その旨を通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 委託者は、前項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 3 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときは適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。
- 4 引き渡された目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指図により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（情報の漏洩防止）

**第 40 条** 受託者は、この約款及び契約の履行により知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。係る情報が漏洩し、委託者に損害が発生したときは、受託者は、委託者が被った損害の賠償責任を負うものし、その賠償額は委託者と受託者が協議して定める。

（反社会的勢力の排除）

**第 41 条** 委託者及び受託者は、本契約締結時又は将来にわたって相互に、自己又はその代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）ではなく、以下の各号に掲げる暴力団等との関係をいずれも有しないことを誓約する。

- (1) 暴力団等が経営を支配している又は経営に実質的に関与していると認められる関係
- (2) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与えるなど、暴力団等を利用していると認められる関係
- (3) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係

(4) 暴力団等との社会的に非難されるべき関係

2 前項による誓約が、本契約における重要な要素であることを相互に確認する。

3 委託者及び受託者は、相手方又は相手方の代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が次の各号のいずれかに該当した場合は、何らの通知・催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 暴力団等であるとき。

(2) 第1項に掲げる暴力団等との関係を有することが判明したとき。

(3) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的要求行為をしたとき。

(4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。

(5) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、詐術、暴力的又は脅迫的な言動をしたとき。

(6) 自ら又は第三者を利用して、相手方の名誉・信用を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をしたとき。

(7) 自ら又は第三者を利用して、相手方の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為をしたとき。

(8) 本契約の履行のために契約する第三者が、前各号のいずれかに該当するとき。

4 委託者又は受託者が、前項の規定に基づいて、本契約の全部または一部を解除した結果により、相手方に損害が生じたとしても、委託者又は受託者はこれによる一切の損害を賠償しない。

(合意管轄裁判所)

**第 42 条** 本契約に係る一切の紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

**第 43 条** この約款又は契約書において書面により行わなければならないこととされている承諾、通知、催告、請求等は、関係法令に違反していない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

以 上